

ベネフィット・ワン企業年金基金 御中

住所

企業名

代表者

印

## ベネフィット・ワン企業年金基金加入申込書

当社は、下記の「本基金の確認事項」の各項目を確認し、ベネフィット・ワン企業年金基金への加入を申し込みます。

基金加入予定者数  名

実施事業所数(厚生年金適用事業所数)  事業所

基金加入希望日  年  月  日 以上

## ■本基金の確認事項

チェックしてください

本基金の制度内容に関する下記事項ご確認の上、ご了承のチェックをお願いします。

NO	確認事項	チェック
1	反社会的勢力に該当する者や反社会的勢力と関わりがある者は、本基金に加入することはできません。当社は、現在および将来にわたり反社会的勢力や反社会的勢力に関わりがある者に該当しないこと、暴力的な要求行為を行わないことを確約いたします。また、加入後に反社会的勢力または反社会的勢力に関わりがある者であることが判明した場合や、暴力的な要求行為等を行ったことにより、本基金から脱退勧告を受けた場合には、労使合意のうえ、速やかに本基金を脱退いたします。	<input type="checkbox"/>
2	本基金加入にあたり、事前加入審査があること、加入条件を満たさない場合、本基金への加入できないことを了承しました。また、厚生年金保険料の滞納の事実はありません。	<input type="checkbox"/>
3	給付額の計算方法は、元本部分(積立額累計)と利息部分(再評価率-10年国債の応募者利回りに基づく率-に応じて変動する再評価額累計)から計算される仮想個人勘定残高に基づくキャッシュバランスプランを採用しております。	<input type="checkbox"/>
4	給付金は、従業員(死亡の場合は遺族)に対して本基金から直接支払われます。懲戒解雇等により従業員への支給を止めることは可能ですが、いかなる場合も給付金が事業主に返還されることはありません。	<input type="checkbox"/>
5	本基金の加入対象者は、厚生年金保険被保険者であることが条件となります。	<input type="checkbox"/>
6	本基金は、掛金の追加負担が極力発生しない仕組みを採用していますが、以下の場合、掛金の追加負担(特別掛金)が発生する可能性があります。 ①法令に定める基準を超えた不足金が発生した場合 ②5年に一度行われる財政再計算または制度変更等が生じた場合に行う変更計算において、不足金がある場合	<input type="checkbox"/>
7	特別掛金が発生する場合、基金規約の定めるところにより、加入時期にかかわらず、すべての企業にご負担いただくこととなります。	<input type="checkbox"/>
8	基金の資産運用は、従業員等に約束する再評価率相当の運用収益をあげることを目的としており、現在は全額を元本及び1.25%の利回り保証がある保険契約で運用しておりますが、将来の国債利回りの推移によっては、信託銀行など資産運用機関の追加、株式等のリスク資産を組み入れる可能性があります。	<input type="checkbox"/>
9	本基金は、複数の企業が加入する制度です。加入企業は、基金規約において開示されています。	<input type="checkbox"/>
10	本基金運営に関する事項は、本基金に加入した事業主及び加入者の中から選ばれた代議員による代議員会で決定されます。	<input type="checkbox"/>
11	本基金業務は株式会社ベネフィット・ワン及びオリックス株式会社に委託しており、当該委託先に対して、本基金の事業運営に必要な範囲において基金が有する個人情報の利用を許諾しています。	<input type="checkbox"/>
12	企業が、本基金を任意に脱退する場合、厚生年金保険被保険者の過半数以上で組織する労働組合または過半数を代表する者の同意が必要です。また、本基金脱退に際し、以下に掲げる一括納付が必要となる場合があります。 ①事業年度中の脱退…事業年度(7月から翌年6月までを1事業年度とします)の残月数に対応する事務費掛金 ②特別掛金が発生している場合の脱退…本基金全体の不足金における貴社負担分(脱退時に計算されます)	<input type="checkbox"/>
13	当社が掛金納付を行わず(事務手続き上の未納付を除く)、本基金から脱退勧告を受けたときは、労使合意のうえ速やかに本基金の脱退手続きを行います。	<input type="checkbox"/>

ベネフィット・ワン企業年金基金